

「保険料調整制度」に係る事務の取扱いについて

平素から当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年10月1日から、短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大により新たに被保険者の資格を取得する短時間労働者について、新たな保険料負担の発生を回避するために就業調整を行うことがないよう、短時間労働者の手取り収入の減少を抑制させるための制度として「保険料調整制度」が設けられることとなりました。その概要及び手続きにつき、下記の通りお示ししますので、円滑な事務にご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 制度の概要

上記の背景を踏まえ、事業主の保険料負担割合を増加させることを可能とし、当該増加させた事業主の保険料負担割合分の健康保険料額（以下「保険料調整額」という。）については、徴収を行うことを要しなかったものとみなし、当該保険料調整額を事業主に還付することとするものです。

※ この還付については、当初に納入の告知をした保険料額が、当該事業主が納付すべき保険料額を超えていたものとして取扱い、健康保険法第164条第1項の規定により「その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から6月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたもの」とみなすことができる」（将来充当することができる）ものとして取扱うこととします

2 保険料調整制度の対象事業所及び対象被保険者

（1） 保険料調整制度の対象事業所

保険料調整制度の対象となる事業所は、次の①から④までのいずれかに該当する事業所（以下「保険料調整対象事業所」という。）です。

- ① 令和8年10月1日以後に、任意特定適用事業所となった事業所
- ② 令和9年10月1日以後の健康保険・厚生年金保険の短時間労働者に対する適用拡大（企業規模要件の縮小・撤廃）により、特定適用事業所となった企業規模50人以下の事業所
- ③ 令和9年10月1日から令和17年9月30日までの間に、企業規模が51人以上となったことで特定適用事業所となった個人事業所（任意適用事業所に限る。）
- ④ 令和17年10月1日以後に、任意適用事業所となった個人事業所

- ・ 任意適用事業所：
適用事業所以外の事業所が厚生労働大臣の認可を受けて適用事業所となった事業所
- ・ 特定適用事業所：
短時間労働者が社会保険の加入対象となる適用事業所。令和 9 年 10 月 1 日以降、順次、事業所規模が縮小される。
- ・ 任意特定適用事業所：
特定適用事業所以外の適用事業所が労働者の 1 / 2 以上の同意を得て申出をし、短時間労働者が社会保険の加入対象となった適用事業所

次の⑤から⑩までのいずれかに該当する事業所は、保険料調整制度の適用の申出を行うことができません。

- ⑤ 令和 8 年 10 月 1 日において、**既に短時間労働者が健康保険・厚生年金保険の適用対象である事業所**（特定適用事業所、特定適用事業所不該当届を提出していない事業所又は任意特定適用事業所）
- ⑥ 令和 8 年 10 月 1 日以後に新しく適用事業所となった事業所（任意適用事業所を除く。）のうち、適用事業所となった日に企業規模 51 人以上の特定適用事業所となった事業所
- ⑦ ①から④までのいずれかに該当した日の前日までの間に、企業規模 51 人以上の特定適用事業所となった事業所
- ⑧ ①から④までのいずれかに該当したにもかかわらず、保険料調整制度の利用開始の申出期限内に申出をせず、その後、改めて①から④までのいずれかに該当した事業所
- ⑨ 国又は地方公共団体の適用事業所
- ⑩ 既に保険料調整制度の開始申出をしたことがある事業所

（２） 保険料調整制度の対象被保険者

保険料調整制度の対象となる被保険者は、保険料調整対象事業所に使用される被保険者のうち、次の①から④までのいずれにも該当する被保険者です。

- ① 保険料調整制度の対象事業所に使用されていること
- ② 1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働

者の4分の3未満であること

③ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

④ 学生でないこと

⑤ 標準報酬月額が12万6千円以下であること

なお、次の⑥から⑧までのいずれかに該当する被保険者は、**保険料調整制度の対象外**です。

⑥ 育児休業等期間中により保険料免除となっている被保険者

⑦ 産前産後休業期間中により保険料免除となっている被保険者

⑧ 2以上の適用事業所に使用されている被保険者

3 具体的な事務手続き

(1) 保険料調整制度の開始申出

保険料調整制度は、基準日から起算して2年を経過した日が属する月の前月までの間に、事業主が、「保険料調整開始申出書」を提出することで、その利用を開始することができます。

「保険料調整開始申出書」は当組合ホームページの下記URLから取得ください

https://www.kobe-kikai-kenpo.org/sinseisyosiki/hokennryou_chousei_mouside.pdf

(2) 対象期間

保険料調整開始申出書による申出があった日（保険料調整開始申出書を受理した日）の属する月から通算して36月間とし、事業所ごとに通算します。

(3) 対象保険料及び保険料調整額の計算方法

保険料調整制度の対象となる健康保険料は、保険料調整対象被保険者の標準報酬月額に係る一般保険料であって、健保法第180条第1項の規定により指定された督促指定期限を経過していないものです。

なお、標準賞与額に係る一般保険料、介護保険料及び子ども・子育て支援金、延滞金が発生している一般保険料、調整保険料は、保険料調整制度の対象外です。

保険料調整額＝標準報酬月額×一般保険料率×（国が定める事業主負担割合※－52／102）

※下記表の事業主欄の数値

国が定める負担割合

標準報酬月額（円）	制度利用１～２年目		制度利用３年目	
	被保険者	事業主	被保険者	事業主
58,000～88,000	25	75	37.5	62.5
98,000	30	70	40	60
104,000	36	64	43	57
110,000	41	59	45.5	54.5
118,000	45	55	47.5	52.5
126,000	48	52	49	51

表内の数字は百分率

具体的な保険料調整額と、調整後の被保険者・事業主負担額は「保険料調整額と調整後の保険料額表」をご覧ください。

（４）保険料調整額の還付

ある月分の保険料調整額（※）は、当該月の４月後までに健康保険料額に充当することで事業主に還付します。

（５）保険料調整制度の停止及び停止解除

保険料調整制度を利用している事業所において、保険料調整対象期間中かつ申出期限内に、保険料調整額が０円となった場合（事業所に使用される保険料調整対象被保険者が０人となった場合）は、保険料調整制度の利用が停止され、当該事業所における保険料調整対象期間の通算は停止されます。

ただし、事業主は、申出期限内に、「保険料調整停止解除申出書」を提出することで、当該申出書が受理された日の属する月から保険料調整制度の利用を再開することができます。

また、保険料調整対象期間中かつ申出期限後に、保険料調整額が０円となった場合（事業所に使用される保険料調整対象被保険者が０人となった場合）は、保険料調整制度の利用は停止されません。

「保険料調整停止解除申出書」は当組合ホームページの下記URLから取得ください

https://www.kobe-kikai-kenpo.org/sinseisyosiki/hokennryou_chousei_mouside.pdf

(6) 保険料調整制度の終了

保険料調整対象期間が通算して **36 月間が経過した場合**、保険料調整制度の利用は終了します。

また、保険料調整対象事業所の事業主が、自身の保険料負担割合を増加させて負担すべき健康保険料を**負担していない場合**、当該負担していない月分以後について、保険料調整制度の利用は終了します。

この場合、申出期限内であったとしても、再度開始申出をすることはできません。

(7) 保険料調整額変更事由該当届

次の①又は②の場合には、保険料調整額変更事由該当届を提出しなければなりません。

- ① 保険料調整対象被保険者が、被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失した（**同月得喪**）場合
- ② 保険料調整額の変更が生じうる申出又は届出について、当該申出又は届出を要する**事由が発生した日から 80 日間を経過した後に当該申出又は届出を行う**ことで、保険料調整額に変更が生じる場合

「保険料調整変更事由該当届」は当組合ホームページの下記URLから取得ください

https://www.kobe-kikai-kenpo.org/sinseisyosiki/hokennryou_chousei_hennkoujiyuu.pdf

なお、①の場合における保険料調整額の還付については、次の取扱いによることとします。

- ・ 保険料調整額は、**同月得喪した月の4月後までに**健康保険料額に充当することで還付することとする。

また、②の場合における保険料調整額の変更が生じうる届出について、被保険者所属選択・二以上事業所勤務届の届出も保険料調整

額の変更が生じうる届出となるため、事業主が、被保険者が2以上事業所勤務となったこと又は2以上事業所勤務ではなくなったことを2以上事業所勤務被保険者決定（又は解除）通知書等により把握した場合であって、当該届出が、届出を要する事由が発生した日から80日間を経過した後に行われていることを把握したときには、保険料調整額変更事由該当届を提出しなければなりません。